

資料



令和7年度

青少年対策事業の概要

伸びよう

伸ばそう

青少年

佐久市教育委員会

佐久市少年センター

目 次

・ 佐久市少年センター概要	1
---------------------	---

【育成関係】

・ 令和6年度 青少年健全育成事業報告	4
・ 令和7年度 青少年健全育成事業計画（案）	11
・ 佐久市少年センター育成推進員の主な年間業務について	13

【補導関係】

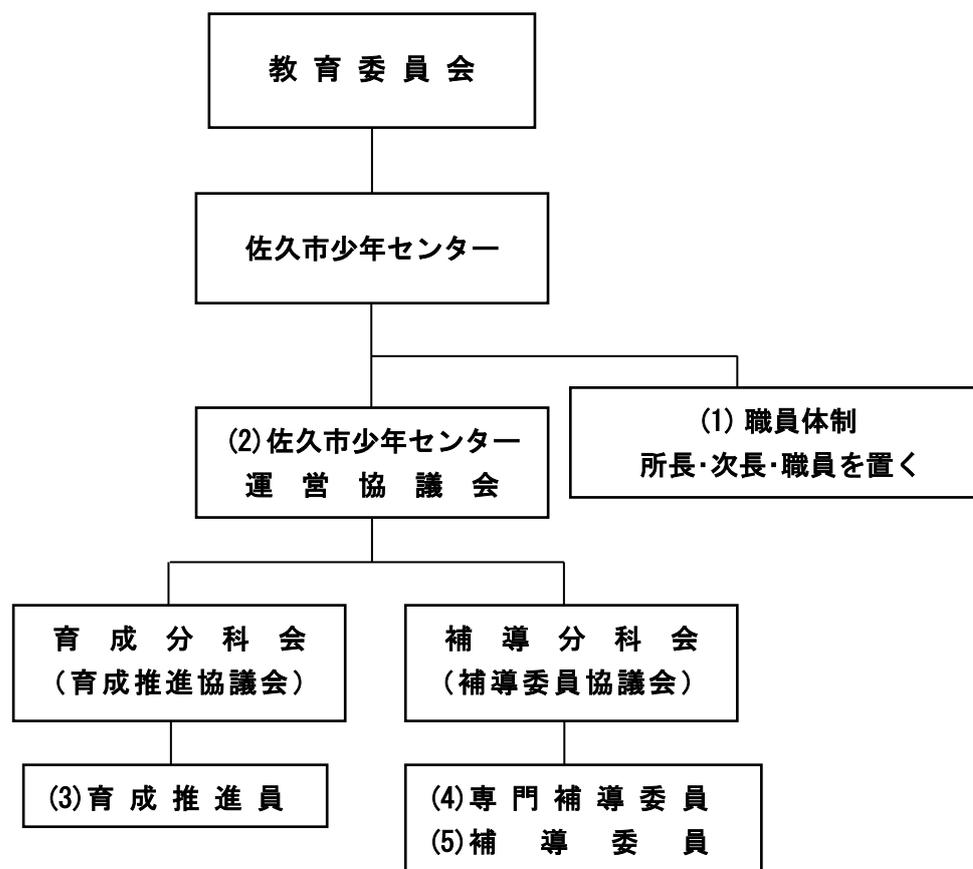
・ 令和6年度 青少年補導活動事業報告	15
・ 令和7年度 青少年補導活動事業計画（案）	18

《関係資料》

・ 青少年健全育成都市宣言	21
・ 佐久市少年センター条例	22
・ 佐久市少年センター条例施行規則	24
・ 佐久市少年センター育成推進協議会規約	25
・ 佐久市少年センター補導委員協議会規約	27
・ 佐久市有害図書類等の規制に関する条例	28
・ 佐久市有害図書類等の規制に関する条例施行規則	32

令和7年度 佐久市少年センター 概要

1 組織図



※カッコ内の数字で記している名称等の詳細については、以下「2 組織」で説明しています。

2 組織

(1) 職員体制

所長1名 次長1名 係長1名 係2名

(2) 運営協議会委員 (18名)

少年センターの活動の公正かつ適正な運営を図るため、青少年育成補導関係機関、関係団体等の代表者及び識見を有するもので組織する。

(3) 育成推進員 (239名)

職務内容は、地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や、地区子ども会等の活動を推進するとともに、育成会の組織づくりをする。

(4) 専門補導委員 (3名)

職務内容は、青少年補導及び育成に関すること、電話相談等を行う。

(5) 補導委員 (91名)

職務内容は、市内各地区や小中高等学校から選出された補導委員は、少年センターの補導計画に基づき、市内の駅周辺や大型店、ゲームセンター等を中心に巡回し、問題行動の青少年の発見や指導にあたり、「愛のひと声」運動を行う。

青少年健全育成活動

主な推進団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市少年センター育成推進員（239名） ・地区育成会 ・PTA ・子ども会 ・地域 	
推進項目	主な活動内容	
<p>1 明るい家庭づくり</p> <p>2 心豊かなたくましい青少年づくり</p> <p>3 健全な社会環境づくり</p>	<p>佐久市青少年健全育成市民集会開催 「家庭の日」の啓発活動</p> <p>佐久市ジュニアリーダー研修事業 銀河連邦子ども留学交流事業 English Camp in SAKU事業</p> <p>環境浄化活動 メディアリテラシーの向上 青少年の社会参加活動 地区育成活動</p>	

青少年補導活動

主な推進団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市少年センター補導委員（91名）・専門補導委員（3名） ・学校 ・PTA ・警察 ・地域 	
実施項目	主な活動内容	
<p>1 街頭補導活動</p> <p>2 少年相談活動</p> <p>3 環境浄化活動</p> <p>4 啓発活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週5回（月・火・水・木・金）街頭補導活動を実施 ・小学校・中学校・高等学校への学校訪問を計画的に実施 ・学校職員・PTA（保護者）との合同街頭補導の実施 <p>専門補導委員は、少年が抱く悩みや家庭・地域が抱えている青少年に関する問題の相談に応じ、注意・助言を行う。ケースによっては、より専門的な関係機関に引き継ぎ、問題の解決を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アダルトビデオや有害図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動の推進 ・有害環境チェック活動の実施 ・地下道や橋梁等の落書消し、清掃活動等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・少年センターだよりを公民館報・ホームページに掲載 ・青少年健全育成のぼり旗の設置（7・11・2月の強調月間）と街頭啓発の実施 ・メディアの危険性について補導活動等のパネル展示 ・薬物乱用防止展示を活用し、薬物の恐さの啓発 	

育 成 関 係

令和6年度 青少年健全育成事業報告

明るい家庭づくり

1 佐久市青少年健全育成市民集会

目的：未来を担う青少年が心豊かにたくましく成長することを願い、市民総ぐるみで青少年の健全育成について考える集会。

日時：令和6年11月24日（日）午後1時～午後4時

場所：佐久平交流センター 参加者213人

・講演会

講師：プロフィギアスケーター/元オリンピック日本代表 鈴木 明子氏

演題：「ひとつひとつ。少しずつ」



・中学生意見発表：市内中学生8名

- | | | | |
|---------|-------|------------|------------------------|
| 浅間中学校 | (3学年) | 河西 わかな さん | 「オーバーツーリズム問題」 |
| 野沢中学校 | (2学年) | 市川 稀姫 さん | 「私ってヤングケアラー？」 |
| 中込中学校 | (3学年) | 佐々木 那奈 さん | 「相手に気付く」 |
| 東 中学校 | (2学年) | 中澤 耀 さん | 「My Mongolia Training」 |
| 白田中学校 | (3学年) | 大塚 光織 さん | 「戦争が起こる原因を考えることで」 |
| 浅科中学校 | (3学年) | 市川 翔太 さん | 「明日も生きる中学生の私とあなたへ」 |
| 望月中学校 | (3学年) | 柳澤 雄飛 さん | 「少子高齢化に思うこと」 |
| 佐久長聖中学校 | (3学年) | 山浦 カリール さん | 「未来のために。」 |



- ・特別企画：長野県警察 薬物乱用防止啓発パネルの展示コーナー
Saku Kids メディア Safety による啓発コーナー
ジュニアリーダー研修生による模擬店（リンゴレザールの販売）



2 毎月第3日曜日「家庭の日」啓発活動

親子の絆やふれあいを深め、温もりある家庭づくりを推進するため、公民館報の「少年センターだより」及び情報誌「佐久っ子だより」等の中での普及啓発に努めた。

- ・佐久っ子だより（春・夏・秋・冬号）



心豊かなたくましい青少年づくり

1 佐久市ジュニアリーダー研修

目 的：子どもたちの生活体験・自然体験や、社会体験の不足が指摘されているため、多彩な体験ができる機会を提供し、「自分で考え行動する力」を持った人間性豊かな子どもの育成を目指す。また、市内小学校からの参加者等との交流により、広範囲な友達づくりと子ども会等のリーダーとしての技能と態度を身につける。

日 時：令和6年7月20日（土）～令和7年1月25日（土）計12回開催

場 所：佐久市市民創錬センターほか

研 修 生：市内在住の小学5・6年生 26名

※学生ボランティアスタッフ（中学生・高校生・大学生）14名

研修内容

回	月日（曜日）	内 容
1	7月20日（土）	・オリエンテーション ・わはは研修
2	8月3日（土）	・未来の職業体験（ドローン学習、農業体験）
3	8月24日（土）	・子どもまつり準備
4	9月8日（日）	・子どもまつりの運営（ブースでの運営）
5	9月21日（土）	・デイキャンプ準備
6	10月5日（土）	・デイキャンプ（野外炊さん活動、自然観察）
7	10月20日（日）	・異年齢&国際交流体験（エストニア研修生との交流、大学生との交流）
8	11月9日（土）	・身近に感じるSDGs体験（りんごレザー作り）
9	11月24日（日）	・販売体験（佐久市青少年健全育成市民集会にてりんごレザーの販売）
10	12月21日（土）	・私たちが考える最後の研修準備①
11	1月11日（土）	・私たちが考える最後の研修準備②
12	1月25日（土）	・私たちが考えた最後の研修会

2 銀河連邦子ども留学交流事業

目 的：銀河連邦共和国の代表児童が一堂に会し、教育文化交流・体験交流を通して共和国の子どもたちが手をつなぎ、友情の輪を広げると共に各共和国への理解を深めることを目的とする。

日 時：令和6年8月6日（火）～8月8日（木）2泊3日

場 所：サガミハラ共和国（神奈川県相模原市）

対 象 者：市内在住の小学5年生 4名

事前研修：令和6年7月22日（月）1回

研修内容		実施日	実施内容
事前研修	第1回	7月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・研修概要・日程について ・役割分担について ・佐久市紹介の練習
	1日目	8月6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・歓迎レセプション ・班集会 ・スターウォッチング
当日	2日目	8月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・体験学習 ・市立博物館見学 ・JAXA 宇宙科学探査交流棟見学 ・お別れ会
	3日目	8月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・各国参加者出発

3 English Camp in SAKU

目的：自然の中での活動を通して、英語を身近に感じ、英語に親しむきっかけづくりを目的とする。

日時：2024（令和6）年7月29日(月)～7月31日(水) 2泊3日

場所：長野県望月少年自然の家

対象者：市内在住の小学5・6年生 27名

※ボランティアスタッフ（高校生・大学生・社会人）18名

事前研修：令和6年7月13日(土)、7月27日(土) 計2回

研修内容		実施日	実施内容
事前研修	第1回	7月13日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・事故防止安全対策研修 ・ALT・外国人講師との交流
	第2回	7月27日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・野外活動研修 ・イングリッシュ研修 ・保護者を含めた説明会
当日	1日目	7月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・オープニングセレモニー ・イングリッシュゲーム ・カメラ・自然観察
	2日目	7月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ネイチャーゲーム ・英語でランチ作り① ・木工工作 ・ALT・外国人講師との交流
	3日目	7月31日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・英語でランチ作り② ・クロージングセレモニー

健全な社会環境づくり

1 環境浄化活動

育成推進協議会理事・補導委員協議会理事・ジュニアリーダー研修生並びに学生ボランティアスタッフによるゴミ拾い等の清掃活動。

実施日：令和6年10月12日（土）



ゴミ拾いをしているジュニアリーダー研修生たち



集まったゴミ

2 青少年の社会参加活動の促進

(1) 佐久市子どもまつり

目的：ものづくりを通して、親子の絆を深めるとともに、指導者と子ども達との世代間交流を図る。

日時：令和6年9月8日（日）午前9時50分～午後2時

会場：佐久市市民創練センター 全館

概要：ものづくりを通して、親子の絆を深めるとともに、指導者と子ども達との世代間交流を図る。11のブースを設置し、おもちゃ作り等を実施した。

育成推進協議会理事・補導委員協議会理事のほか、ジュニアリーダー研修生及び学生ボランティアスタッフも運営に携わった。

参加者：758名（子ども347名、大人411名）



バルーンアート



みわくのスライム



フェルトクラフト



ペーパークラフト

(2) 「信州あいさつ運動」

目的：家庭や地域手でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する。

実施内容：4・7・11・2月に、「信州あいさつ運動」を周知する啓発用ポケットティッシュを、市内公共施設等の窓口に設置し、配布した。また、毎月11日は「信州あいさつの日」とされているため、公民館報掲載の「少年センターだより」や情報誌「佐久っ子だより」等の中で普及啓発に努めた。

「佐久っ子だより 夏の号」



市公民館報さくし1月号掲載「少年センターだより」

地域や学校、子ども会等のリーダーを目指して!

「佐久市ジュニアリーダー研修」は、市内小学5・6年生を対象とし、多彩な体験機会を通じて、人間性豊かな子どもの育成と、地域の子ども会等のリーダーになることを目的とした研修事業です。今年度は全12回の研修を計画し、実施しています。研修生達は、オリエンテーションでこれから一緒に研修をしていく仲間との緊張をほぐし、「佐久市子どもまつり」の運営や野外活動での自然体験など、様々な体験で得たもの・感じたものを通して、地域や学校、子ども会等におけるリーダーを目指します。



オリエンテーションでは、ゲームをして打ち解けあいました。



子どもまつりでリーダーが来場者にもづくりの指導をしました。



デイキャンプでは、ハイキングをして山の自然について学びました。

少年センターだより



伸びよう 伸ばそう
青少年

1月11日は「信州あいさつの日」・1月19日は「家庭の日」です。 青少年に関するご相談は少年センターへ TEL62-0671 (市役所南棟3階)

3 佐久市少年センター育成推進員の活動

(1) 育成推進員の活動

地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や地区子ども会とともに文化活動、スポーツ活動、郷土の伝承文化を継承する活動、奉仕活動やレクリエーション活動等の体験活動を推進した。

実施日	曜日	内 容	実施場所
4月25日	木	第1回 理事会 (令和5年度事業報告・決算報告および 令和6年度事業計画・予算案について)	南棟3階大会議室
5月25日	土	佐久市少年センター育成推進協議会 総会 (令和5年度事業報告・決算報告および 令和6年度事業計画・予算案について)	市民創錬センター 大会議室
7月1日	月	地区青少年健全育成事業計画書及び予算書提出 育成推進協議会 地域体験活動補助金申請	各育成会より申請 受付
7月17日	水	第2回 理事会 (育成推進協議会地区交付金、地域体験活動補助金の 承認について)	南棟3階大会議室
9月13日	金	育成推進協議会地区交付金交付 (26地区)	
3月18日	火	第3回 理事会 (令和6年度事業報告および令和7年度事業計画案に ついて)	南棟3階大会議室

(2) 各地区での青少年健全育成事業

市内地区育成会、支部PTA、育成推進員による青少年健全育成活動

(「令和6年度地区青少年健全育成事業実績報告書」に基づき集計)

- ・ 文化的活動・・・・・・・・ 760件
(支部児童会、講演会、交通安全教室、書道教室、文化祭等)
- ・ レクリエーション・・・・・・・・ 237件
(お楽しみ会、歓送迎会、親子レクリエーション等)
- ・ スポーツ活動・・・・・・・・ 1,103件
(球技大会、球技教室、地区運動会、ラジオ体操等)
- ・ 郷土伝統・文化継承行事・・・・・・・・ 242件
(祇園祭、どんど焼き、獅子舞、道祖神、しめ縄、郷土芸能等)
- ・ 奉仕活動・・・・・・・・ 462件
(美化清掃活動、敬老会参加、資源回収、防犯活動、花壇づくり等)
- 合計 2,804件

令和7年度 青少年健全育成事業計画（案）

次代を担う青少年の生きる力を育み、意欲と思いやりのある心を身につけ、心身ともに健やかでたくましく育つよう「明るい家庭づくり」「心豊かなたくましい青少年づくり」「健全な社会環境づくり」を基本とし、広く市民の理解と協力を得ながら、家庭・学校・地域・関係諸団体が連携して、地域に根ざした活動の展開を図る。

明るい家庭づくり

家庭は、青少年が基本的な生活習慣や社会マナーを身につけ、豊かな情操を育み、健康な体をつくるなど、人間形成の基礎を培う重要な役割と責任を担っている。

しかし、今日の家庭は、親子関係の希薄化、教育力の低下、児童虐待など様々な問題が指摘されている。このため、市民集会や広報誌等を通じて、市民総ぐるみで青少年健全育成について考える場をつくり、家庭での会話やふれあい等による親子の信頼を高めるため、意識の向上を図る。

1 佐久市青少年健全育成市民集会（予定）

日 時 令和7年11月24日（月・祝）

場 所 佐久市市民創錬センター

内 容 講演：未定、中学生による意見発表予定

特別展示企画：長野県警察本部 薬物乱用防止広報車による啓発予定

2 「家庭の日」（毎月第3日曜日）啓発活動

親子の絆やふれあいを深め、温もりある家庭づくりを推進するため、佐久市ホームページの「少年センターだより」及び情報誌「佐久っ子だより」等の中での普及啓発に努める。

心豊かなたくましい青少年づくり

子どもたちに様々な生活体験や活動体験の機会を提供することにより、豊かな感性や社会性、自主性、創造性を培い、社会変化の著しい時代にふさわしい、地域のリーダーを育成する。

1 佐久市ジュニアリーダー研修

期 間：令和7年6月21日（土）～令和7年12月13日（土）まで12回程度

募集定員：30名程度

2 English Camp in SAKU

日 時：2025（令和7）年7月27日（日）～7月29日（火）の3日間

場 所：長野県望月少年自然の家

募集定員：30名程度

3 銀河連邦子ども留学交流

日 時：令和7年7月30日（水）～8月1日（金）の3日間

場 所：ノシロ共和国（秋田県能代市）

募集定員：4名（予定）

健全な社会環境づくり

1 環境浄化活動

（1）美化活動の実施

長野県青少年サポーター・育成推進協議会理事・補導委員協議会理事・ジュニアリーダー研修生によるゴミ拾い等の美化活動の実施。（10月下旬の予定）

2 青少年の社会参加活動

青少年が地域社会の一員として誇りと責任を自覚するとともに地域の連帯感を醸成し、社会活動への積極的な参加を促す。

(1) 佐久市子どもまつり

目的：ものづくりを通して、親子の絆を深めるとともに指導者と子どもたちとの世代間交流を図る。

日時：令和7年8月31日（日）

場所：未定

内容：複数のブースを設置し、おもちゃ作り等の体験機会を設ける。

(2) 信州あいさつ運動

目的：家庭や地域で互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する。

内容：4・7・11・2月に、JR岩村田駅やイオンモール佐久平店にて啓発活動を実施予定。

また、毎月11日は、「信州あいさつの日」とされているため、佐久市ホームページの「佐久市少年センターだより」や情報誌「佐久っ子だより」等の中で普及啓発に努める。

3 育成推進員の活動

地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や地区子ども会とともに文化活動、スポーツ活動、郷土の伝承文化を継承する活動、奉仕活動やレクリエーション活動等の体験活動を推進する。

令和7年度 主な年間事業について（予定）

月 日	行 事 ・ 諸 会 合	摘 要
4月22日（火）	・ 第1回理事会	
5月～	・ 2025年度全国子ども会安全会 加入申込	
5月24日（土）	・ 育成推進協議会総会	
5月下旬	・ 令和7年長野県子ども会連絡協議会総会	
7月	・ 青少年の非行・被害防止全国強調月間	
7月中旬	・ 第2回理事会	
8月31日（日）	・ 子どもまつり（理事）	
10月下旬	・ 環境浄化活動作業（理事）	
11月	・ 子ども・若者育成支援強調月間	
11月24日（月・祝）	・ 佐久市青少年健全育成市民集会	
3月上旬	・ 第3回理事会	

佐久市少年センター育成推進員の主な年間業務について（予定）

1 年間業務表

月	時期	内 容	主な業務	備考
5月	上旬～	全国子ども会安全会入会事務	1人年間150円の掛金による保険の加入取りまとめと加入書類の提出 (希望区のみ)	
	24日	育成推進協議会総会 (事業計画案・予算案について)	総会への出席	
6月	中旬	地区青少年育成事業計画書 ・予算書の提出	地区青少年育成事業計画書 ・予算書の作成及び提出	
		地域体験活動補助金交付申請書提出	地域体験活動補助金の交付申請	
8月	上旬	育成推進協議会活動費交付金の交付	各地区へ交付金交付 (計画書を提出した地区のみ交付)	地区理事を通して交付します
11月	24日	佐久市青少年健全育成市民集会 (意見発表・講演会等)	集会への参加	
12月 ～3月		地域体験活動補助金実績報告 及び請求	実績報告書及び請求書の提出	
3月	上旬	地区青少年育成事業報告書の提出	育成事業年間報告書の作成・提出	
	上旬	地区青少年育成事業決算書の提出	育成事業決算書の作成・提出	

2 主な業務についての説明

(1) 育成推進協議会理事について

育成推進協議会では「佐久市少年センター育成推進協議会規約」に基づき、下記の26地区からなる「地区協議会」が設置されています。

また、この地区協議会から、1名が『理事』として選出されます。

理事は、地区協議会の開催、育成推進協議会理事会への出席、育成推進協議会活動費交付金等の交付作業、諸会議への出席などしていただきます。

【佐久市少年センター育成推進協議会 地区協議会】

- ・岩村田地区 ・小田井地区 ・平根地区 ・中佐都地区 ・高瀬地区 ・野沢地区
- ・桜井地区 ・岸野地区 ・前山地区 ・大沢地区 ・中込地区 ・平賀地区
- ・内山地区 ・三井地区 ・志賀地区 ・田口地区 ・青沼地区 ・臼田地区
- ・切原地区 ・中津地区 ・甲地区 ・南御牧地区 ・本牧地区 ・布施地区
- ・春日地区 ・協和地区

補 導 関 係

令和6年度 青少年補導活動事業報告

街頭補導活動・少年相談活動

1 街頭補導実施状況及び補導内容

- (1) 街頭補導実施回数 (4月～3月) 192回
- (2) 従事補導委員数 (4月～3月) 延べ826人
- (3) 補導した少年数 (4月～3月) 2人

	小学生	中学生	高校生	有職者 無職者	合 計	前年度
怠 学						
飲 酒						
喫 煙						
不良交遊						
盛り場徘徊						
不健全娯楽						
夜遊び						
その他			2		2	5
合 計			2		2	5

(4) 補導活動時の「声かけ」人数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
283	248	277	223	319	244	352	231	254	293	265	319	3,308

(前年) 203 254 341 178 149 202 293 206 160 133 197 262 2,578

2 市内7小学校、全8中学校・4高等学校への学校訪問を実施し情報交換を実施

補導委員からは日頃の補導活動を通して気が付いた子どもたちの様子等を、学校からは学校内での子どもたちの様子等を伝え合い、相互の情報交換を実施した。

3 学校職員・PTAとの合同街頭補導を実施 (10月)

4 巡回中の注意点・問題事項及び特異事項等の把握

件数 (4月～1月) 4件

- ・中込駅前歩道上に多数の自転車が駐輪されている迷惑行為の発見。
- ・東田公園における手洗い場施設の器物損壊事案の発見。
- ・中込グリーンモールにおける高校生による不適切な行為の連絡受理と警察との連携による補導。
- ・王城公園におけるベンチ器物損壊事案の発見。

環境浄化活動

1 アダルトビデオや有害図書類等の自動販売機を設置させない取組みを実施

- (1) 補導委員協議会の総会にて有害自動販売機を設置させない(土地を提供しない)よう協力を依頼した。(5月)
- (2) 「有害自動販売機 NO (ノー) 運動」の協力依頼を広報に掲載する。(3月)

2 有害環境チェック活動の実施(通年実施) 実施件数: 293件(4月~3月)

市内の店舗を訪問し、県指定のチェック項目を基に実施。青少年の健全育成にとって有害と思われる出版物・ビデオ・玩具等の有無、それらがある場合には青少年への配慮に努めているか、また未成年者の飲酒・喫煙が出来ないように努めているか等のチェックを実施した。

「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」「子ども・若者育成支援強調月間(11月)」

「有害環境浄化活動強化月間(7・11・2月)」には特に重点的に実施する。

特に、青少年に刺激の強い図書類等を取扱う市内の店舗に、青少年健全育成協力店の依頼を行う。

3 公共施設の器物損壊等の対処

街頭補導で器物損壊等を発見した際は、施設の管理者へ連絡し、対応を依頼した。

啓発活動

1 公民館報・佐久市ホームページに「少年センターだより」を掲載(年4回)

青少年健全育成活動を中心に、実施事業の開催報告や育成事業について掲載した。

2 青少年健全育成のぼり旗の設置と街頭啓発活動の実施

- (1) 7・11月の強調月間に市役所玄関前にのぼり旗を設置した。
- (2) 強調月間にあわせて、市内の駅で啓発用ポケットティッシュ(子ども・若者向け相談窓口の紹介等)及びリーフレットを配布した。

3 「信州あいさつ運動」の実施(4・7・11・2月)

強調月間にあわせて、「信州あいさつ運動」を周知する啓発用ポケットティッシュを、駅で配布した。

4 長野県警察 薬物乱用防止啓発用パネルの展示による薬物の恐さの啓発

11月24日(日)に開催した佐久市青少年健全育成市民集会で、長野県警察による薬物乱用防止啓発パネルの展示コーナーを設置した。

活動経過報告

実施日	曜日	事業内容	実施場所
4月25日	木	研修会、第1回 理事会	市役所南棟
5月21日	火	県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）	小諸市
5月23日	木	佐久防犯協会連合会定期総会及び理事会（会長出席）	佐久平交流センター
5月29日	水	令和6年度佐久市少年センター補導委員協議会 総会	市民創錬センター
5月30日	木	東信地区薬物乱用対策推進協議会総会（会長出席）	上田合庁
6月18日	火	第2回 理事会	市役所南棟
7月6日	土	中込七夕まつり特別巡回（夜間補導）	中込地区
7月11日	木	第49回長野県青少年補導活動推進大会	小諸市
7月20日	土	岩村田祇園祭特別巡回（夜間補導）	岩村田地区
7月27日	土	野沢祇園祭特別巡回（夜間補導）	野沢地区
8月3日	土	臼田よいやさ特別巡回（夜間補導）	臼田地区
8月14日	水	浅科どんどん祭り特別巡回（夜間補導）	浅科地区
8月15日	木	望月榊祭り特別巡回（夜間補導）	望月地区
8月23日	金	第51回青少年補導センター東信4市連絡会会議（会長・副会長出席）	上田市
9月8日	日	佐久市子どもまつり	市民創錬センター
9月10日	火	県補導委員会会長・事務局担当者合同会議（会長出席）	須坂市
9月20日	金	第3回 理事会	市役所南棟
10月9日	水	青少年補導委員会会長・青少年補導センター所長等合同研修（オンライン）	須坂市
10月12日	土	環境浄化活動（清掃・ゴミ拾い等）	千曲川 河川敷
11月2日	土	長野県青少年健全育成県民大会	中野市
11月23日	日	佐久市青少年健全育成市民集会	佐久平交流センター
12月17日	火	視察研修	長野県警察学校、長野県警察本部
1月24日	金	第4回 理事会	市役所本庁
2月20日	木	県補導委員会・同補導センター両協議会合同理事会（会長出席）（オンライン）	須坂市
3月12日	水	第5回 理事会	市役所南棟

令和7年度 青少年補導活動事業計画（案）

街頭補導活動・少年相談活動

青少年が集まりやすい場所を重点的に巡回して、不良行為少年などを早期に発見し、適切な注意や声かけをすることにより、少年の非行化を未然に防止し、健やかな成長を支援していく。

1 毎週5回（月・火・水・木・金）街頭補導活動を実施

青少年への「声かけ」や「対話」を積極的に行い、子どもたちと関わりをもつ。

休日や夜間等も状況に応じて実施。

2 小学校・中学校・高等学校への学校訪問を計画的に実施

市内9小学校（平根・高瀬・岸野・佐久城山・臼田・浅科・望月・サミットアカデミーエレメンタリースクール・さやか星）・全8中学校・市内4高等学校（野沢北・野沢南・長野西望月サテライト校・佐久長聖）を予定。

3 学校職員・PTA（保護者）との合同街頭補導の実施

10月に実施予定。

4 巡回中の注意点・問題事項及び特異事項等の把握

環境浄化活動

平成18年10月1日の「佐久市有害図書類等の規制に関する条例」の施行と、地域の皆さんの「有害自動販売機を置かせない運動」により、市内の有害自動販売機は平成19年2月25日全てが撤去された。今後も、有害な図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動を進める。また、有害雑誌やアダルトビデオは、精神的に未発達な青少年に強い性的刺激を与えたり、暴力的、残虐的風潮を助長したりすることも考えられる。このことから、好ましくない社会環境から青少年を守るため、有害環境の監視的役割として有害環境チェック活動等を行う。

1 アダルトビデオや有害図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動の継続

2 有害環境チェック活動の実施

「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」

「有害環境浄化活動強化月間（7・11・2月）」は特に重点的に実施する。

特に、青少年に刺激の強い図書類等を取扱う市内の店舗に、青少年健全育成協力店の依頼を行う。

3 清掃活動（ゴミ拾い）等の実施

啓発活動

日々変化する子どもたちを取り巻く環境を速やかに把握し、関係機関と連携を図りながら青少年のためのよりよい社会環境づくりを推進する。

また、市民が青少年健全育成に理解と認識を深めるよう広報等で啓発する。

1 青少年健全育成のぼり旗の設置（7・11月の強調月間）と街頭啓発の実施

2 ネットの危険性についての研修等の実施

3 長野県警薬物乱用防止広報車やパネルを活用し、薬物の恐さの啓発

4 「信州あいさつ運動」の実施（4・7・11・2月）

家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動。

令和7年度 活動計画（案）

7月 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」
 11月 「子ども・若者育成支援強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」
 2月 「有害環境浄化活動強化月間」

実施日	曜日	事業内容	実施場所
4月28日	月	研修会、第1回 理事会	市民創錬センター
5月19日	月	県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）	中野市
5月29日	木	令和7年度佐久市少年センター補導委員協議会 総会	市民創錬センター
6月20日	金	第2回 理事会	市役所南棟
6月中旬		県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）	中野市
7月5日 予定	土	中込七夕まつり特別巡回（夜間補導）	中込地区
7月上旬		第50回長野県青少年補導活動推進大会	中野市
7月19日 予定	土	岩村田祇園祭特別巡回（夜間補導）	岩村田地区
7月26日 予定	土	野沢祇園祭特別巡回（夜間補導）	野沢地区
8月2日	土	臼田よいやさ特別巡回（夜間補導）	臼田地区
8月14日	木	浅科どんどん祭り特別巡回（夜間補導）	浅科地区
8月15日	金	望月榊祭り特別巡回（夜間補導）	望月地区
8月下旬		第52回青少年補導センター東信4市連絡会会議（会長・副会長）	東御市
8月下旬		県補導委員会会長・事務局担当者合同会議（会長出席）	松本市
8月31日	日	佐久市子どもまつり	市民創錬センター
9月19日	金	第3回 理事会	市役所南棟
10月下旬		環境浄化活動（清掃・ゴミ拾い等）	市内
10月下旬		青少年補導委員会会長・青少年補導センター所長等合同研修（会長）	松本市
11月24日	月	佐久市青少年健全育成市民集会	市民創錬センター
12月中旬		視察研修	未定
1月23日	金	第4回 理事会	市役所南棟
2月中旬		県補導委員会・同補導センター両協議会合同理事会（会長出席）	松本市
3月13日	金	第5回 理事会	市役所南棟

通年：学校訪問（市内9小学校・全8中学校・市内4高等学校を予定）

10月：学校、PTA、センター合同街頭補導

關 係 資 料

「青少年健全育成都市宣言」

次代の日本を担い、明日の佐久市を大きく発展させる者は、青少年であります。

かけがえのない青少年が、豊かな自然環境の中で、心身ともに健やかに育ち、確かな知性と豊かな情操を培い、たくましく生きていく力を貯え、広く社会の発展に役立つ人に成長することは、全市民共通の願いであります。

そのためには、家庭・学校・地域社会・青少年関係団体等は、相互の協調と連携の輪を広げて、市民総ぐるみで青少年健全育成に取り組めます。

また、青少年自身も、社会の期待とその一員としての生き方を自覚し、生きがいをもって、明日の佐久市の大きな発展に向かって努力します。

未来を創造する青少年と、それを支える全市民の願いにより、叡智と情熱で結ばれた理想の郷土佐久市を目指し、ここに、佐久市を「青少年健全育成都市」とすることを宣言します。

平成18年3月23日

佐久市議会議決

(設置)

第1条 青少年の健全な育成及び非行化の防止を図るため、少年センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市少年センター	佐久市中込3056番地

(業務)

第3条 センターは、青少年育成補導関係機関、関係団体及び民間有志者の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 青少年の育成及び補導に関すること。
- (2) 青少年の育成及び補導についての調査、研究及び資料収集に関すること。
- (3) 青少年の育成及び補導についての広報に関すること。

(運営協議会)

第4条 センターの活動の公正かつ適正な運営を図るため、佐久市少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内で組織し、委員は、青少年育成補導関係機関、関係団体等の代表者及び識見を有する者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(分科会)

第5条 協議会に次に掲げる分科会を置く。

- (1) 補導分科会
- (2) 育成分科会

- 2 分科会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 分科会は、協議会から付託された事項を審議するとともに、協議会の決定した方針に基づき専門補導委員、補導委員及び育成推進員を指揮監督する。
- 4 前条第4項から第7項までの規定は、分科会について準用する。

(専門補導委員及び補導委員)

第6条 青少年を補導するため、専門補導委員及び補導委員を置く。

(育成推進員)

第7条 青少年の健全な育成のため、育成推進員を置く。

第8条 補導委員及び育成推進員（以下「補導委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の補導委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月19日条例第24号)

この条例は、平成28年7月25日から施行する。

附 則 (令和元年12月20日条例第28号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

佐久市少年センター条例施行規則

平成17年4月1日
教育委員会規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市少年センター条例（平成17年佐久市条例第208号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定)

第2条 条例第6条の規定による専門補導委員（以下「専門補導委員」という。）及び同条の補導委員（以下「補導委員」という。）並びに条例第7条の育成推進員（以下「育成推進員」という。）は、次に掲げる者のうちから選定する。

- (1) 関係行政機関の職員として従事した経験を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 市内の小学校、中学校及び高等学校の教職員として従事した経験を有する者
- (4) 識見を有する者

2 専門補導委員、補導委員及び育成推進員の人数については、別に定めるところによる。

(協議会への報告)

第3条 条例第5条第1項第1号の規定による補導分科会及び同項第2号の規定による育成分科会は、付託事項の審議の結果並びに専門補導委員、補導委員及び育成推進員の活動の経過及び結果を条例第4条第1項の規定による佐久市少年センター運営協議会に報告しなければならない。

(職務)

第4条 専門補導委員及び補導委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の補導及び相談に関すること。
- (2) 青少年の指導に関係する他の機関及び団体との連絡及び協調に関すること。
- (3) 青少年の指導に関する調査研究、資料の収集及び広報に関すること。

2 育成推進員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域青少年育成会及び青少年団体の育成、活動の推進等に関すること。
- (2) 児童委員の活動、非行防止の活動、環境の浄化活動等に協力すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成のための諸活動に関すること。

(職員)

第5条 佐久市少年センターに所長及び次長を置く。

2 前項に定めるほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(設置)

第 1 条 佐久市少年センター育成推進員相互の融和と情報交換を図るとともに、青少年の健全育成を広く市民に啓発することにより、地域における青少年の健全育成活動の促進を図ることを目的として佐久市少年センター育成推進協議会（以下「協議会」という。）をおく。

(事業)

第 2 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (2) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (3) 青少年の非行防止のための諸活動
- (4) 青少年の健全育成施設の整備を促進するための諸活動
- (5) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (6) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (7) 地域における青少年育成組織の結成を促進するための諸活動
- (8) その他協議会の目的を達成するために必要な諸活動

(組織)

第 3 条 協議会は、佐久市少年センター育成推進員をもって組織する。

(役員)

第 4 条 協議会に次の役員をおく。

- 会 長 1 人
- 副会長 3 人
- 理 事 20 人
- 監 事 2 人

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を行う。
- 4 監事は、協議会の監査に当たる。

(役員を選任)

第 5 条 会長、副会長及び監事は、理事の互選によりこれを定める。

- 2 理事は、第 10 条に規定する地区協議会の代表者をもって充てる。

(役員の任期)

第 6 条 役員任期は、2 年とする。ただし、少年センター育成推進員の在任期間中とする。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第 7 条 協議会に、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

- 2 総会は、協議会の最高機関であって全会員をもって構成し、毎年 1 回以上会長が招集する。
- 3 理事会は、総会に代わる議決機関であって、第 4 条に定める役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(会議の運営)

第8条 総会及び理事会は、それぞれの構成員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
ただし、再招集の場合は、この限りでない。

2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(地区協議会)

第9条 次の表に定める地区において、協議会の地区協議会をおく。

地区協議会設置地区名	
岩村田地区 小田井地区 平根地区 中佐都地区 高瀬地区 野沢地区 桜井地区 岸野地区 前山地区 大沢地区 中込地区 平賀地区 内山地区 三井地区 志賀地 区 田口地区 青沼地区 臼田地区 切原地区 中津地区 甲地区 南御牧地区 本 牧地区 布施地区 春日地区 協和地区	
合計	26 地区

(地区協議会の組織)

第10条 地区協議会は、前条に定める地区の佐久市少年センター育成推進員をもって組織する。

(地区協議会の会議)

第11条 地区協議会の会議は、必要に応じて地区協議会の会長が招集する。

(経費)

第12条 協議会の経費は、会費、寄附金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、佐久市教育委員会内におく。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成 17 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(設置)

第 1 条 少年センター補導委員相互の親睦と情報交換をはかり、青少年の補導に寄与し、青少年の健全育成をはかるため、佐久市少年センター補導委員協議会をおく。

(事務局)

第 2 条 協議会の事務局を、教育委員会内におく。

(事業)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 補導技術向上をはかるための事業
- (2) 会員相互の親睦と情報交換
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 協議会は、佐久市少年センター補導委員をもって組織する。

(機関)

第 5 条 協議会に、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

2 総会は、協議会の最高機関であって、全会員をもって構成し、毎年 1 回以上会長が招集する。

3 理事会は総会に代わる議決機関であって、第 7 条に定める役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(会議の運営)

第 6 条 総会及び理事会は、それぞれの構成員の過半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、再招集の場合はこの限りではない。

2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第 7 条 協議会に、次の役員をおく。

- 会長 1 人
- 副会長 3 人
- 理事若干人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(役員を選任)

第 8 条 会長・副会長は理事より選出し、理事は班長とし、班長は班の互選とする。

(役員の任期)

第 9 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(補則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成 17 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類等を規制することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護及び健全な育成を図ることを目的とする。

(この条例の解釈及び適用)

第2条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人に対しても、その自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌、文書、図画、音盤（録音テープを含む。）、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像又は音声記録されているものをいう。
- (5) がん具類 がん具その他これに類するものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護する施策を策定し、及び実施するとともに、市民による青少年の健全な育成に関する活動を支援するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、青少年の健全な育成を図ることが市民に課せられた責務であることを深く認識し、相互に連携して、青少年を健全に育成するため、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年を健全に育成することがその責務であることを深く自覚し、青少年を常に温かい環境の中で保護し、及び教育するように努めなければならない。
- 3 何人も、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類を青少年に読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。
- 4 何人も、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるがん具類を青少年に所持させないように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な成長を阻害することのないように努めなければならない。

(図書類の販売等をする者の自主規制)

第7条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の販売又は貸付けについては、他の図書類と区別し、青少年の目に直接触れないように、営業所内の容易に監視することのできる場所に専用のコーナーを設け

るとともに、当該場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をするように努めなければならない。

(自動販売機等の設置の届出)

第8条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）を用いて図書類又はがん具類（専ら児童の遊戯に供するものを除く。以下この条及び附則第2項において同じ。）の販売又は貸付けを営もうとする者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするための自動販売機等を設置するときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の20日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
- (3) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
- (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
- (6) 自動販売機等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）の氏名、住所及び電話番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項第6号の自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者であって、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が次条第1項に規定する有害図書類又は同条第2項に規定する有害がん具類に該当することとなった場合に、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去することができる者でなければならない。この場合において、自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住する者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、届出に係る事項に変更があったとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

(有害図書類等の自動販売機等への収納の禁止、有害図書類等の撤去の命令等)

第9条 自動販売機等を用いて図書類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

- (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が、20ページ以上あるもの又は当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの
- (2) 卑わいな姿態等を被写体とした写真（印刷されたものを除く。）で規則で定めるもの
- (3) カード、ちらしその他これらに類する印刷物であって、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが印刷されているもの
- (4) フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像が記録されているもので、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるもの

が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20場面以上あるもの若しくは総場面数の3分の1以上を占めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が、その内容の全部又は一部が次のいずれかに該当すると認めて指定したもの

ア 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

イ 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

2 自動販売機等を用いてがん具類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該当するがん具類（以下「有害がん具類」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(2) 下着の形状をしたもの

(3) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めて指定したもの

3 市長は、第1項第5号又は前項第4号の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなったときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去しなければならない。

5 市長は、第1項、第2項又は前項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納している者に対し、期限を定めて、当該有害図書類又は有害がん具類の撤去を命ずることができる。

(適用除外)

第10条 前2条の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(審議会への諮問)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、次条に規定する佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認められるときは、この限りでない。

(1) 第9条第1項第5号又は第2項第4号の規定による指定をしようとするとき。

(2) 第9条第5項の規定による命令をしようとするとき。

2 市長は、前項ただし書の規定により佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かないで指定又は命令をしたときは、その旨を速やかに佐久市青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

(審議会の設置)

第12条 市長の諮問に応じ前条第1項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ青少年の保護及び育成に関する重要事項を調査審議するため、佐久市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第13条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第14条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第16条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の事務について委員を補佐する。

(立入調査等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定する職員に、営業を行っている時間内に、図書類又はがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入り、当該自動販売機等を調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第9条第5項の規定による命令に従わなかった者

(3) 第17条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は同項の規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市有害図書類等の規制に関する条例（平成18年佐久市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(自動販売機等の設置の届出書等)

第3条 条例第8条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、その法人の登記事項証明書）
- (2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置及び自動販売機等に収納する物品について承諾していることを証する書類
- (4) 自動販売機等管理者の住民票の写し
- (5) 自動販売機等管理者が次条第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

3 条例第8条第3項の規定による変更又は廃止の届出は、自動販売機等届出事項変更（廃止）届出書（様式第2号）によるものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 前項第1号に掲げる書類
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 前項第2号及び第3号に掲げる図面及び書類
- (3) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更 前項第4号及び第5号に掲げる書類

4 条例第8条第4項の規定による表示は、自動販売機等届出済証（様式第3号）によるものとする。

(自動販売機等管理者の要件)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、自動販売機等取扱業者から一切の権限を付与されていること。
- (4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。

(有害図書類等の基準)

第5条 条例第9条第1項第1号から第3号までに規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
ア 大たい部を開いた姿態

第8条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第4号）によるものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

- イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- ウ 男女間の愛ぶの姿態
- エ 自慰の姿態
- オ 排せつの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交又はこれを連想させる行為
- イ 強制的性交等その他のりょう辱行為
- ウ 同性間の行為
- エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第9条第1項第4号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

3 条例第9条第1項第5号アに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、若しくは描写し、正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
- (2) 性交、自慰、変態性欲に基づく性行為その他の性行為を露骨に表現し、又は描写しているもの
- (3) せりふ、説明、口上、音楽等が正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

4 条例第9条第1項第5号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 暴力をことさら讃（さん）美するような表現をし、又は描写をしているもの
- (2) 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (3) 殺人、傷害、暴行、強盗等の準備若しくは実行行為の手段若しくは経過を詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

5 条例第9条第2項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させて人形となるものを含む。）

（指定の公示）

第6条 条例第9条第3項の規定による指定の公示は、佐久市公告式条例（平成17年佐久市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

（立入調査員の指定）

第7条 条例第17条第1項の規定により立入り、調査等を行う者の指定は、佐久市教育委員会事務局及び教育機関の職員のうちから行うものとする。

（立入調査員証）